

●白浜町娯楽レクリエーション地区条例の改正案

現行条例 (一部抜粋)

第3条 娯楽レクリエーション地区のうち、第一種地区においては、建築基準法第48条第3項※1の規定にかかわらず、ホテル又は旅館を建築することができる。

改正条例案 (一部抜粋)

第3条 娯楽レクリエーション地区のうち、第一種地区においては、建築基準法第48条第3項の規定にかかわらず、ホテル又は旅館、**事務所**を建築することができる。

※1 第一種中高層住居専用地域内の建築できる建物の規定である。

用途地域による建築物の用途制限比較表	用途地域内建築物の用途制限	用途地域による建築物の用途制限比較表										備考
		第一種中高層住居専用地域	第一種住居専用地域	第二種住居専用地域	準用店舗	田舎倉庫	瓦斯営業場	喫茶室	手工業者施設	工業施設	ふるさと農業地帯	
住宅、共同住宅、宿泊施設、下宿等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
通用店舗で、併用宅地部分の床面積が、50m ² 以内かつ建築物の延べ床面積の1/2未満のもの	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
2階以下で2面接の面積が150m ² 以内の一定の店舗、飲食店等 + ・印以外の店舗、飲食店	×	○	○	○	○	○	○	■	○	○	○	④
事務所等	×	×	×	①	②	③	×	○	○	○	○	④
ホテル、旅館	×	×	×	▲	○	○	○	○	×	○	○	▲3,000m以内
ホーリング場、フット場、水泳場、スキー場、ゴルフ練習場、 パラティック練習場等	×	×	×	▲	○	○	○	○	○	○	○	▲3,000m以内
カクテルホール等	×	×	×	×	①	④	○	○	○	○	○	①
理容室、化粧室、脱衣室、更衣室、喫茶店、旅館喫茶券発売所、屋外華奢看板等	×	×	×	×	①	④	○	○	○	○	○	①
劇場、映画館、美術館、競馬場、競輪場、ナイトクラブ等	×	×	×	×	×	①	○	○	○	○	○	○
カラオケ、料理店等	×	×	×	×	×	×	×	○	○	○	○	○
健やかの浴場等	×	×	×	×	×	×	×	○	○	○	○	○
天保山駅前地区(「延べ床面積1,000m ² 以上の店舗、料亭、喫茶店、旅館、飲食店等」) ・印以外の店舗、飲食店等を除く)	×	×	×	×	×	×	○	○	○	○	○	○
幼稚園、小学校、中学校、高等学校等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
幼稚園定期登記ごとも	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
大学、高等専門学校、専修学校等	×	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
公的施設等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
医療費支拂済、公衆電話所等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
神社、寺社、教会等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
病院等	×	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
公民会場、診療所、保育所等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
老人ホーム、福祉ホーム等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
老人福祉センター、介護厚生施設等	▲	▲	○	○	○	○	○	○	○	○	○	▲600m以内
自動車教習所	×	×	×	▲	○	○	○	○	○	○	○	▲3,000m以内
半袖地図(新規事業を除く)	×	×	▲	▲	▲	▲	○	○	○	○	○	○
建設用軽自動車運搬車等	○	①	②	②	③	③	④	○	○	○	○	○
作業場の面積の合計が50m ² 以内の工場で危険性や電気を悪化させ おそれがある場合(以下同じ。)の工場	×	×	×	○	○	○	■	○	○	○	○	○
作業場の面積の合計が50m ² 以上で危険性や電気を悪化させ おそれがある場合(以下同じ。)の工場	×	×	×	×	×	×	○	○	○	○	○	○
自動車修理工場	×	×	×	×	×	×	×	×	○	○	○	○
火薬、石油類、瓦などとの 存放・貯蔵の場	×	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
瓦等の多量の場所	×	×	×	×	×	×	×	×	○	○	○	○
瓦等が非常に少ない場所	×	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
都市計画区画内においては都市計画決定が必要												

※ 市街化調整区域を除く。
注1) 本表は、すべての制限について掲載したものではありません。建築物の用途については、建築基準法上の制限以外に別法律によって制限を受ける地域があります。

注2) 田舎倉庫地域は平成30年4月1日から適用